

日本小児呼吸器学会会則施行細則

理事の選出方法に関する規程

第1条

1. 理事の定数は20名とする。
2. 理事の選挙は選挙管理委員会がその事務を管理する。
選挙管理委員会は理事会の議により委嘱された正会員3名をもって構成し、互選により委員長を選出する。
施行細則に特別の定めのない選挙実施に関する事項は、選挙管理委員会が決定する。
3. 理事は正会員の中から選挙によって選出する。
立候補資格は5年以上の本会会員歴と次のいずれかとする。
 - A. 自薦
 - B. 他薦（本会会員2名の推薦が必要）
 但し、選挙管理委員は候補者となることができない。
4. 選挙管理委員会は選挙に関する公示を、投票日の30日前までに日本小児呼吸器学会雑誌に掲載する。
5. 候補者になろうとする者は、公示に定められた期日までに所定の用紙を用い、選挙管理委員会に届出なければならない。
6. 選挙管理委員会は立候補一覧表を作成し、投票日の14日前までに選挙人に公示しなければならない。
7. 選挙は規定の投票用紙により郵送投票とし、5名制限連記・無記名とする。不完全連記は認めるが、制限以上の記入、氏名および敬称以外の記入がある場合には、無効投票とする。
8. 候補者が定数と同数またはそれ以下のは、無投票により当選とする。
9. 当選は得票数の順位により上位の者からとする。
当選最下位の投票数が同数の者がある場合は、選挙管理委員会が抽選でこれを定める。
10. 当選者が定数に満たない場合や、当選者の辞退、死亡などに伴い欠員が生じた場合の補充は、理事長がこれを推挙し理事会および総会の承認を経て決定する。任期は前任者の残任期間とする。
11. 理事の交代時期は任期満了の年の通常学会総会終了後とする。

第2条 理事長は理事の互選によって選出する。但し、任期を延長する場合は本人の承諾が必要である。

第3条 監事は理事以外の正会員から投票によって選

出する。選挙実施に関する事項は理事の選挙に準じ单記・無記名投票とする。監事の立候補がない場合には、理事長がこれを推挙し理事会および総会の承認を経て決定する。

各種委員会設置についての規程

第1条 必要に応じて理事長が委員会を設置し、委員会活動を行う。

第2条 委員会の設置・継続には理事会の承認を得るものとする。

第3条 各委員会委員長は理事長が指名し、委員会を代表する。委員長には理事が就く。ただし、理事長が必要と判断した場合はこの限りでなく、理事会での承認を得た上で就任することができる。この場合には、理事会に出席して意見を述べることができる。

学術委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき学術委員会をおく。

第2条 本委員会は呼吸器セミナー開催、優秀演題賞の選考、日本小児科学会総会への演題推薦など教育・研究活動の立案、実施、運営などに関する審議し、会員の学術的向上に寄与することを目的とする。必要に応じて他の委員会と積極的な連携を図るものとする。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第5条 委員長を含む委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第6条 委員会が必要と認めた場合には、有識者を委員会に出席要請し、意見を求めることができる。

第7条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第8条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

規約改定委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき規約改定委員会をおく。

第2条 本委員会は、日本小児呼吸器学会会則および会則施行細則について、理事の諮問により、その作

成、改正などを行い、理事会の承認を経て決定する。ただし緊急を要する事項については、臨時の規約改定委員会を招集して討議され、理事会の承認を得れば決定できる。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

国際交流委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき国際交流委員会をおく。

第2条 本委員会は、本学会と密接な関係を有する国際学会及び外国諸学会との学術交流をいっそう促進するために、国際交流全般に関する業務を管掌し、必要な情報の会員への周知公告にあたる。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

社会保険委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき社会保険委員会をおく。

第2条 本委員会は、本学会の社会保険に関する事項の全般について、迅速・円滑に審議し、対応する。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を

妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

小児呼吸器感染症診療ガイドライン作成委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき小児呼吸器感染症診療ガイドライン作成委員会をおく。

第2条 本委員会は、小児呼吸器感染症の診断、治療、予防に関するガイドラインを作成し、さらに改訂を行い、その普及を図ることを目的とする。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 本委員会委員長（監修者代表）、副委員長（監修者）は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 委員長（監修者代表）は、目的を達成するために必要に応じて若干名の顧問と作成協力者を置くことができる。

第7条 委員長（監修者代表）は隨時本委員会を招集し、業務を統括する。副委員長（監修者）は、委員長（監修者代表）の補佐に当たる。

第8条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

小児の咳嗽診療ガイドライン作成委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき小児の咳嗽診療ガイドライン作成委員会をおく。

第2条 本委員会は、小児の咳嗽疾患の診断、治療、予防に関するガイドラインを作成し、その普及を図ることを目的とする。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 本委員会委員長（監修者代表）、副委員長（監修者）は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 委員長（監修者代表）は、目的を達成するために必要に応じて若干名の顧問と作成協力者を置くことができる。

くことができる。

第7条 委員長（監修者代表）は隨時本委員会を招集し、業務を統括する。副委員長（監修者）は、委員長（監修者代表）の補佐に当たる。

第8条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

広報委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき情報処理委員会をおく。

第2条 本委員会は、小児呼吸器の診療に関する情報全般に関する業務を管掌し、必要な調査、情報収集、情報提供を、理事長の了承の下に行う。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

将来構想委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき、将来構想委員会をおく。

第2条 本委員会は、本学会の発展、将来計画に関する諸事項の審議を目的とし、学術大会への企画提言、学会としての学術的提言等を通じて、本学会の活性化に寄与する。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本委員会の改訂には理事会の承認を要する。

呼吸機能委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき呼吸機能委員会をおく。

第2条 本委員会は、小児の呼吸機能検査に関する診

療、研究、社会的活動の推進を目的とする。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

編集委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき編集委員会をおく。

第2条 本委員会は、会誌 日本小児呼吸器学会雑誌の編集および投稿規程改正に当たる。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

薬事委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき薬事委員会をおく。

第2条 本委員会は、小児呼吸器の診療に関する薬剤の安全性、有効性、ならびに関連事項に関する情報を収集し、その適正使用を進めるにあたって関連機関との折衝を行う。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

用語委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき用語委員会をおく。

第2条 本委員会は小児呼吸器に関するあらゆる用語につき、その問題点等を討議し、適切な医学用語として会員に知らしめることを最大の目的とする。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する。

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

倫理委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき倫理委員会をおく。

第2条 本委員会は、会員の医療行為や研究などについて倫理的疑義が提起された事項について審議する。委員長は、審議の結果を理事長に答申する。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 委員会が必要と認めた場合には、外部の有識者に出席要請し、意見を求めることができる。

第7条 本委員会は3分の2以上の委員の出席をもって成立する。

第8条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

利益相反委員会規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づき利益相反委員会をおく。

第2条 本委員会は、会員の利益相反に関する事項を取り扱う。

第3条 本委員会の委員は、その定数を若干名とする。

理事長が委員長と協議の上、委員を選考し、理事会で承認する。

第4条 本委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得て委員会を代表する。その任期は3年とし、再任を妨げない。委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第6条 本委員会は委任状を含む過半数の委員の出席をもって成立する

第7条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

ワーキンググループ規程

第1条 日本小児呼吸器学会会則第11条に基づく委員会を補足するワーキンググループに関し必要な事項を定める。

第2条 ワーキンググループの名称、目的、定数、およびその他の必要事項については理事会の議決を経て定める。各ワーキンググループ代表は、審議の結果を理事長に答申する。

第3条 各ワーキンググループメンバーは、理事長が各ワーキンググループ代表と協議の上、メンバーを指名し、理事会で選考承認する。

第4条 各ワーキンググループメンバーの任期は設置後、次の役員改選までとし、再任を妨げない。再任時の任期は3年、もしくはWG解散までとする。

第5条 各ワーキンググループの代表は理事長が指名する。その任期は設置後、次の役員改選までとし、再任を妨げない。再任時の任期は3年、もしくはWG解散までとする。ワーキンググループ代表は必要に応じて会議を招集する。

第6条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

地区委員規程

第1条 地区委員は次に定める地区ごとに3名までを理事会で推薦し理事長が委嘱する。総会へは理事長が報告する。

第2条 地区は以下の8地区（47都道府県）とする。
北海道地区、東北地区、関東地区、甲信越／北陸地区、中部／東海地区、近畿地区、中国地区／四国地区、九州／沖縄地区

第3条 地区委員は理事会に出席して意見を表明することができるが、議決に加わることはできない。

第4条 地区委員の任期は理事の任期と同じとする。但し、任期中に65歳を超える者は次期の地区委員には推薦されない。

名誉会員および顧問規程

- 第1条 呼吸器病学ならびに日本小児呼吸器学会に著しく貢献した会員で、満65歳以上に達した者は顧問、満70歳以上に達した者は名誉会員に推薦される資格がある。
- 第2条 顧問、名誉会員は、理事2名によって推薦され、理事会の承認を得て推挙される者とする。
- 第3条 顧問は理事会および理事会より委嘱された委員会に出席して意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。
- 第4条 名誉会員は理事会に出席して意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。
- 第5条 名誉会員の年会費は免除する。
- 第6条 名誉会員ならびに顧問には選挙権・被選挙権はない。

学術大会長選任規程

- 第1条 日本小児呼吸器学会会則第10条に基づき、学術大会長の選任に関し必要な事項を定める。
- 第2条 学術大会長は、理事会において選挙により1名選任する。
- 第3条 この選挙の選挙権者は理事とする。
- 第4条 この選挙の被選挙権者は現理事、理事経験者、理事候補者（直前の理事候補者選挙における当選者）および現地区委員、地区委員経験者、地区委員予定者とし、次の各号をすべて満たさなければならない。
- (1) 本会の正会員歴がこの選挙が実施される時点で5年以上あること
 - (2) 本会の学術大会会長に就任した経験がないこと
 - (3) この選挙時の年度の3月31日に年齢65歳未満であること
- 第5条 この選挙に立候補しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。
- (1) 立候補届（氏名、年齢、所属施設名）
 - (2) 学術大会開催に対する所信（200字程度）
- 第6条 立候補届出期間内に他薦される場合には理事1名によって第4条の資格を全て満たす者の中から記録の残る形で本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。この場合、推薦者は次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。
- (1) 候補者届（推薦者1名の氏名と所属する施設名、候補者の氏名と所属施設名、前記施設の住所、生年月日）
 - (2) 推荐理由（200字程度）

- (3) 学術大会開催に対する候補者の所信（200字程度）

- 第7条 第5条の立候補者および第6条の候補者は、理事会において、選挙に先立ち学術大会開催に対する所信を述べるものとする。推薦においては、推薦者は推薦理由を述べるものとする。
- 2 投票は、理事会に出席している理事による単記無記名投票とする。
- 3 開票は、監事2名を立会人として事務局が行う。
- 第8条 当選者は、有効投票数の過半数を獲得した者とする。ただし、有効投票数の過半数を得票した者がいないときは、次項により決定する。
- 2 得票数の上位2名について再度投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。なお得票数が同数の時は、理事長の抽選により決定する。
- 第9条 開票立会人は、選挙の結果をその得票数とともに理事長に提出し、理事長は理事会に報告しなければならない。
- 2 学術大会長選出結果は総会に報告し、承認を得るものとする。
- 第10条 この規程に定めるもののほか、学術大会会長の選任について必要な事項は別に定める。
- 第11条 本規程の改訂には理事会の承認を要する。

弔慰見舞規程

- 第1条 対象は本学会会員とする。
- 第2条 弔慰見舞の運用内容を次の通り定める。
1. 香典について：一律金壱万円とする。香典袋の表書きは「日本小児呼吸器学会」とする。
 2. 供花について：一律参万円（消費税別）とする。供花の木札は「日本小児呼吸器学会」とする。
 - 3.弔電について：弔電は漢字の通常電報または電子郵便（レタックス）に限る（刺繡、おし花等の台紙は使用しないこと）。
- 内容は相当のものとする。弔電名は「日本小児呼吸器学会」とする。

- 第3条 弔慰見舞規程に定める対象者が死亡された際には、関係各位より事務局へ速やかな連絡を行うこと。

事務局規程

- 第1条 日本小児呼吸器学会会則第4条に基づき事務局をおく。
- 第2条 現在の事務局は、編集室なるにあ内（〒113-0033 東京都文京区本郷3-4-3 林ビル TEL 03-3818-6450 FAX 03-3818-0554）とする。
- 第3条 事務局移転の際は、理事会の承認を経て事務

局規程第2条を変更できる。

選挙規程

本会における選挙権は、選挙が行われる年の6月30日現在で正会員資格を有するものに与えられる。

附 則

1. 本細則は2025年11月23日より施行する。
2. 本細則の変更は理事会での承認を要する。